

意見書案第 23 号

インボイス制度の開始延期及び中止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 9 月 28 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

インボイス制度の開始延期及び中止を求める意見書

物価高騰が国民の暮らしと営業に深刻な影響を与えている中、2023年10月から複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除方式として適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度という）が実施されようとしている。対象となるのは約1,000万人と見込まれ、農林水産業者、俳優や劇団関係者、個人タクシーや軽輸送ドライバー、塾や音楽教師、プロアスリート、シルバー人材センターに登録している高齢者など多岐にわたる。

これまで年間の課税売上高が1,000万円以下であれば消費税の納税は免除されていたが、インボイス制度の登録事業者になれば、売上高にかかわらず納税義務が発生することに加え、発行する請求書様式の変更、システムの入替え・改修など多大な事務や経費の負担が生じる。また、消費税は商取引上の力関係で負担者が決まってしまうという問題がある。力の強いほうが力の弱いほうに単価を下げさせることで、結局力の弱いほうが負担せざるを得ない税制の欠陥である。例えば一人親方と建設会社、漫画家と出版社などの関係である。これまで長年一緒に仕事をしてきた外注、業者仲間に新たな実務負担と納税負担を押しつけ合わせて、インボイスの発行ができる、できないで課税事業者との取引から排除されたり、廃業を余儀なくされる懸念がある。

財務省はインボイス制度導入で、161万者の免税事業者が新たに課税事業者になり、消費税率を引き上げなくても2,480億円の増収になると試算している。インボイス制度の導入は、コロナ禍や物価高騰で打撃を受けている事業者に追い打ちをかけ、地域経済の再生を阻害しかねない。今、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会など中小企業団体や税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターをはじめ様々な団体・個人から、インボイス制度の実施延期、中止を求める声が上がっている。

よって国及び政府においては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済の振興のためにも、インボイス制度の実施延期及び中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月28日

大津市議会議長 竹内 基 二

内閣総理大臣

財務大臣

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

あて